

農業委員会だより

ゆふの風

【第21号】

由布市農業委員会
令和6年9月26日



花合野川上流から見た田畑と湯平温泉街

☆農地の転用を行うには、前もって農業振興地域（農用地区域）からの除外が前提となります。

☆農地の転用は、許可申請を行い、転用許可を得る必要があります。（農地法第4条・5条）

☆農地を相続した場合は、10ヶ月以内に農業委員会へ届けてください。（農地法第3条の3）

目次

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します（予告）……………②

由布市のイチゴ農家さん特集……………③

がんばってま～す
農地中間管理事業をご存じですか……………④

農業者年金に加入しませんか……………⑤

令和5年 農業委員会審議実績
全国農業新聞を読んでみませんか
編集後記……………⑥

第4期 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します（予告）

令和7年3月31日をもって現在の委員任期が満了となるのに伴い、次期（第4期）の委員を選出するため、市および農業委員会は下記のとおり委員の募集を行います。多くの皆様からの推薦・応募をお待ちしております。



（募集概要）

項 目	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人員	11名 (うち 認定農業者が過半数) (利害を有しない者1名)	22名 (定められた区域から1名)
募集期間	令和6年11月中旬～令和6年12月中旬までの約1ヶ月間を予定	
応募資格	20歳以上で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人	20歳以上で、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人
募集要項 応募様式 の配布	【配布時期】 令和6年11月下旬からを予定 【配布場所】 農業委員会事務局（本庁舎）・挟間庁舎（地域整備課）・湯布院庁舎（地域整備課） ※市のホームページからも同時期にダウンロード可能	
募集方法	○所定の応募様式に必要事項を記入し、持参または郵送により応募 ○自薦、他薦のどちらからでも応募可能 ※他薦は20歳以上の個人3人以上の推薦、あるいは、法人または団体の推薦が必要	
主な業務	○農地の貸借・売買・農地転用許可などについて、総会（月1回）に出席して審議 ○定期的な活動の報告 ○農地の利用状況調査および利用意向調査の支援 ○国・県等主催の研修会やセミナー等への参加	○担当区域での農地利用の最適化のための実践活動（地域での農業者訪問、話し合いの推進、農地パトロール、農地利用・集積の推進や新規参入の支援、農地の利用状況調査および利用意向調査など） ○定期的な活動の報告 ○年6回の総会出席 ○国・県等主催の研修会やセミナー等への参加
任期	令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間	農業委員会が委嘱した日から令和10年3月31日までの約3年間
報酬	由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の規定による	
兼務禁止	農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できるが、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼ねることはできない	
選考	推薦および募集に応じた者が定数を超えた場合は、選考委員会などを開催し、評価を行い、候補者を決定する	

由布市のイチゴ農家さん特集



田中良樹さん

挾間町谷で活躍!!

田中さんは主に水稻 2 ha・イチゴ 36a・米ナス 5 a を両親と姉、奥さんと一緒に栽培されています。ご両親が 45 年前から水稻やイチゴの栽培をされていて、子どものころから農業が身近にありました。大人になって少しずつ興味が湧き、自分もチャレンジしてみたいと思ったことが農業を始めたきっかけになったそうです。

農業を始めて 18 年経ちましたが、1 年 1 年自然の猛威や変化、資材の高騰に対応し、失敗や成功を繰り返しながら栽培技術を身に付け、美味しいイチゴをたくさん生産できた時は喜びもひとしおだそうです!!

親の代から引き継いだハウス施設の老朽化が進んでおり、施設を少しでも新しくして栽培効率を上げ品質管理をよくしていきたいと言うのが、最近の目標とのことです。

農業委員【安部】

田中さんは現在、由布市のファーマーズスクールにて研修生の受け入れもしてくれています!!



飯田忍さん

湯布院町川北で活躍!!



飯田さんは由布院盆地で夫の正悟さんと一緒に、16a のハウスでイチゴの栽培をされています。ご夫婦はアメリカでの農業研修留学で出会いご結婚!! 帰国後、正悟さんのご実家がある、イチゴの名産地佐賀県で 10 年の栽培キャリアを積んだイチゴのスペシャリストです。

3 年前に観光農園をするため湯布院に移住されて、イチゴの栽培に適さない（気温、日照時間などが不利）と言われた湯布院でイチゴ栽培にチャレンジ! 温泉熱を上手に活用され、こ

れまで培った技術を駆使し、試行錯誤しながらみごとに美味しいイチゴをつくりあげました。

お二人のつくるイチゴは湯布院町内の旅館や直売所でも人気となっています。お楽しみはそれぞれの品種の美味しさを最大限に引き出す栽培方法の研究だそうです。

農業委員【江藤】



研究熱心なご夫婦の今後の活躍を楽しみにしております!!

庄内町長野在住 安松 真さんの紹介です

がんばってま〜す



安松さんはもともと工業機械の設計をしていましたが、農業に興味があり、就農するため長野地区に移住しました。令和4年に実践大で7カ月間野菜作りの勉強を行い、その後、市が行っているスタートアップ事業を始めました。そこでは白ネギとイチゴの選択が可能で、1年中栽培が可能な白ネギを選んだのだそうです。

令和5年の春に圃場の石拾いから始まり、排水対策を講じて白ネギ栽培を開始しましたが、農薬の使い方が難しく、なかなか結果を出せずにいるとのことでした。

将来的には、荒廃農地を再生し、そこで白ネギ栽培を行いたいとの希望をお持ちです。

農業委員【坂本】

安松さんの事業が早く軌道に乗りますようお願いしております!!



農地中間管理事業をご存じですか

○農地中間管理事業とは…

県知事から指定を受けた農地中間管理機構が、地域内の分散した農用地等を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して、一定期間貸し付ける事業です。

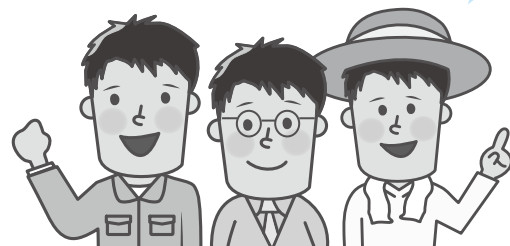
○対象となる農用地等とは…

- 借受希望者の状況等から、貸付が確実に行われる見込みがある農用地等
- 再生不能と判断されている遊休農地等著しく利用困難な農用地等でないこと

○農地中間管理機構活用のメリットとは…

- ①農作業等の効率化（耕作者）
- ②不安解消（農地所有者・耕作者）
- ③集積協力金（地域・農地所有者・耕作者）
- ④固定資産税の軽減（農地所有者）
- ⑤相続税・贈与税の納税猶予（農地所有者）
- ⑥基盤整備が実施可能（農地所有者・耕作者）
- ⑦活用実績で補助金配分（耕作者）

メリットが
たくさんあります!!



事業に関するご相談等は 農政課（097-582-1293）までお問い合わせください。

農業者年金に加入しませんか

○ 農業に従事している方であれば広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方であれば、どなたでも加入できます。(60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者の方も加入できます。)

脱退した場合でも、支払った保険料と運用益は、将来年金として受給できます。また、加入要件を満たしていればいつでも再加入できます。

○ 少子高齢化に強い年金です

自ら積み立てた保険料と運用益に応じて将来受けとる年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の採用により、加入者や受給者の数が変化しても影響を受けません。

○ 保険料の額は自由に選択できます

毎月の保険料は、2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円まで千円単位で自由に選択でき、経済状況などに応じていつでも見直すことができます。

○ 終身年金で80歳までの保証付きです

年金は生涯受け取ることができます。また、仮に80歳前に亡くなられた場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

○ 税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、金額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の節税につながります。また、将来受け取る年金も公的年金等控除が適用されます。

○ 政策支援加入なら保険料の国庫補助が受けられます

認定農業者で青色申告など一定の要件を満たす方は、月額最高1万円の国庫補助を受けることができます。(この場合の保険料は月額2万円固定となります。)



【試算表】～農業者年金の受給額の試算～

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	61万円	53万円	1,305万円	1,419万円
		2万円	960万円	80万円	69万円	1,716万円	1,867万円
30歳	30年	1万円	660万円	47万円	41万円	1,016万円	1,105万円
		2万円	720万円	53万円	46万円	1,139万円	1,238万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円	674万円	733万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円	301万円	327万円

※通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.00%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済状況により上下し、予定利率は毎年度、農林水産省告示によって定められます。

※保険料金1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合を試算しています。

農業者年金のご相談については、農業委員会事務局またはお近くの農業協同組合各支所へお問い合わせください。

令和5年 農業委員会 許可申請の審議実績

区 分	件数 合計 (件)	面積合計 (㎡)	旧町別の内訳 (件・㎡)					
			挾間町		庄内町		湯布院町	
			件数	面積	件数	面積	件数	面積
農地法第3条	83	289,648	31	111,314	28	94,325	24	84,009
農地法第4条	7	6,009	4	2,426	2	407	1	3,176
農地法第5条	61	90,771	33	49,684	19	36,985	9	4,102
非農地証明	39	34,846	19	15,982	8	6,056	12	12,808
農業経営基盤強化法	95	825,185	26	186,801	39	478,558	30	159,826
(うち 中間管理分)	32	578,359	5	123,876	20	377,021	7	77,462
合計	285	1,246,459	113	366,207	96	616,331	76	263,921



全国農業新聞

- 発行日…毎週金曜日
- 購読料…月額700円
- 申込先…由布市農業委員会事務局
TEL097-582-1303

全国農業新聞を読んでみませんか

全国農業新聞は、農家の経営や暮らしに役立つ情報が満載の農業総合専門紙です。全国各地の農業事情や流通、技術、新製品の紹介、趣味や娯楽、食や健康など、農家の生活に密着した記事が掲載されています。この機会に購読のお申し込みをしてみませんか。

編集後記

私が農業委員となり3年が経過しました。定例総会に参加する中で由布市の農地事情もある程度把握しました。総会の場で、ある農業委員さんが「農地を後世に残して行くための努力が必要ではないか」と言われたことがあります。私は会社勤めをしながら父親と一緒に1町2反の稲作をして来ましたが、父親が高齢となり耕作できなくなると、私一人で会社勤めをしながらの稲作は難しく、農地を8反まで減らして何とか水田を守って来ました。

地域の中山間事業にも参加しており、5期対策も令和6年度で最後の年となります。地域の皆さんとの話し合いでも、高齢化と後継者不足で、次の6期対策は難しいのではと頭を悩ませております。

中山間地の農業はこれからどうなっていくのか…耕作者の高齢化や後継者不足といった問題の解決策は？このままではあと5年もすれば耕作放棄地が増え、由布市いや日本全国で稲作の作付け面積が減少するのではないかと。地球温暖化により水害や水不足の増加が懸念され、5年から10年すれば、米の作付け面積が70%くらいまで減少するとの予想もあり、食料不足の危機におちいることが心配されます。在任期間も残すところわずかですが、何とか災害から農地を守り、後継者不足を解消していくにはどのような努力が必要なのか。農家の皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

(農業委員 橋本)

「ゆふの風」編集委員

委員長 江藤 国子
副委員長 橋本 早人
委員 坂本 成一
秋吉 一郎
安部 義浩